

# 公益社団法人静岡県病院協会支部規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

(総 則)

**第 1 条** この規程は、公益社団法人静岡県病院協会定款第 36 条第 5 項の規定に基づき、支部の運営に必要な事項を定める。

(事務所)

**第 2 条** 各支部の事務所は、支部長が所属する病院内に置く。

(目 的)

**第 3 条** 支部は、公益社団法人静岡県病院協会（以下「協会」という。）の目的及び事業の達成のために、支部相互間の連携を密にして、会員相互の親睦を図り、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第 4 条** 支部は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、研究会等の開催
- (2) 会員相互間の情報交換、交流、親睦のための事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(会 員)

**第 5 条** 支部の会員は、協会の正会員のうち、それぞれの支部の地域にあるものとする。

(支部役員)

**第 6 条** 支部には、支部長及び副支部長のほか、8 名以上 12 名以内の支部理事を置く。

(支部役員の職務)

**第 7 条** 支部長は、支部を代表し、支部の会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。

(支部役員の選出)

**第 8 条** 支部役員の選出は、支部会員の互選又は推薦によって行う。

- 2 支部会員から選出された支部長及び副支部長を協会の理事として推薦する。
- 3 支部会員から選出された支部理事を協会の参与として推薦する。

(支部役員の任期)

**第 9 条** 支部役員の任期については、第 24 条の規定を準用する。この場合において、同条中「理事及び監事」とあるのは「支部役員」と読み替えるものとする。

(会 議)

**第 10 条** 支部の会議は、総会及び役員会とし、支部長が必要と認めるとき開催する。

(会 費)

**第 11 条** 支部は、協会の予算をもって運営する。ただし、支部長が必要と認めるときは、支部会費を徴収することができる。

(支部規程に定めのない事項)

**第 12 条** この支部規程に定めのない事項については、定款の定めに基づる。

## 付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。